



中小監査事務所に対するアウトリーチ

監査に関する品質管理基準の改正に関するアンケート

2021年3月22日

アンケート対象会社の概要

アンケート対象会社の概要

● アンケート対象会社

- ▶ 上場会社監査事務所のうち、大手監査法人（4法人）及び準大手監査法人（6法人）を除く中小監査事務所
- ▶ アンケートの対象監査事務所数 129事務所

● 回答結果の集計方法

- ▶ 以下の区分で回答件数及び代表的なコメントを集約
 - ◆ 監査対象上場会社数10社以上又は常勤の専門要員20名以上の相対的に規模の大きい中小監査事務所 30事務所（グループ1）
 - ◆ グループ1以外の中小監査事務所 99事務所（グループ2）

● アンケートへの回答数

- ▶ グループ1 16事務所（回答率53%）
- ▶ グループ2 30事務所（回答率30%）

監査品質の向上において重要と考える課題

実施したアンケートの内容

● 質問の内容

- ▶ 改正が検討されている品質管理基準等の適用を踏まえ、監査品質の向上の観点から、監査事務所において想定される重要な課題や懸念点について、質問を行った。
- ▶ 以下のISQM1の構成要素等ごとに、重要な課題等の有無、重要な課題等がある場合はその内容について、回答を求めた。
 - ◆ 監査事務所のガバナンス及びリーダーシップ
 - ◆ 職業倫理及び独立性の遵守
 - ◆ 業務の新規の締結及び更新
 - ◆ 業務の実施
 - ◆ 経営資源（人的資源、テクノロジー資源、知的資源）
 - ◆ 情報及び事務所内外とのコミュニケーション
 - ◆ 監視及び改善
 - ◆ ネットワークとの関係

監査事務所のガバナンス及びリーダーシップ

回答件数

グループ1：3件

グループ2：6件

代表的なコメント (グループ1)

- 法人内の風土の醸成が一朝一夕にはできない等、品質に関するコミットメントの構築は難しい。
- 品質目標等を踏まえ、品質マネジメント・システムを有効に実施するため、現状の品質管理規程、関連規程等の改訂、新設が必要である。
- 品質マネジメント・システムの積極的かつ継続的な改善を促進するため、品質マネジメントを所管する部署等の組織の見直し（変更）及び人員の増強が必要である。

代表的なコメント (グループ2)

- 監査事務所全体の人数が少ないため、「品質管理システムのデザイン、適用、運用を可能にする組織構造」を構築できるかどうか懸念がある。
- 中小規模の監査法人においては品質管理の専門部署を設けることが難しいため、大手と同様の対応を求められると品質目標の達成が困難である。
- 品質マネジメント・アプローチの導入のため、現在の品質管理規程を見直す必要がある。

職業倫理と独立性の遵守

回答件数

グループ1：3件

グループ2：2件

代表的なコメント (グループ1)

- ネットワーク、ネットワークに属する個人又はサービス・プロバイダー等に適用される**職業倫理規程の理解**と、職業倫理規程の適用を**確認する体制の構築が難しい**。
- ネットワーク事務所と、職業倫理及び独立性の遵守に関する情報の共有及び協議等が必要となる。
- 構成単位の監査人（ネットワーク事務所以外）が監査チームに含まれることによる対応の検討が必要となる。

代表的なコメント (グループ2)

- 報酬依存度15%基準は、非常に厳しい状況にある。
- 独立性に関して、今後報酬依存度が15%を超えた場合の対応を検討する必要がある。

業務の新規の締結及び更新

回答件数

グループ1：1件

グループ2：3件

代表的なコメント (グループ1)

- 新規契約に当たって関与先に対する調査は行っているものの、**関与先の誠実性や倫理観は容易に理解できず、また、情報の入手も難しい。**

代表的なコメント (グループ2)

- 監査契約の更新に当たって、審査担当社員が更新内容を確認しているものの、法人としての承認は行っていない。
- **社員数が少ないため、監査契約の更新についてもローテーションの観点から多くの検討が必要**となっている。

業務の実施

回答件数

グループ1：3件

グループ2：5件

代表的なコメント (グループ1)

- 品質マネジメント・システムの整備及び運用のための時間が全体として増加することが想定されるため、業務執行社員の責任を十分果たすためには、**社員及び監査補助者の増強が必要**である。
- 専門的な見解の問合せが十分に実施されているという合理的な保証を得ることができるか懸念される。
- 監査チームの定義改訂に伴い、**ネットワーク外の構成単位の監査人が含まれることになるが、当該監査人に対して監査調書の閲覧等を実施するのは実務的に困難**である。

代表的なコメント (グループ2)

- 判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項が発生した場合に、**専門的な見解の問合せを迅速に実施できるかどうかについて課題がある**。
- **監査調書のペーパーレス化が進んでおらず、今後の職場環境の変化を考慮すると、監査調書の管理について課題が残る**。

経営資源(人的資源、テクノロジー資源、知的資源)

回答件数

グループ1 : 12件

グループ2 : 23件

代表的なコメント (グループ1)

- 高品質の業務を実施し、責任を果たすための**適性及び能力を有する専門要員の確保**が必要となる。
- テクノロジー資源、知的資源及びサービスプロバイダーについてそれぞれの品質目標の設定を行うことに課題を感じている。
- 法人独自で高度なデータ分析ツールや不正感知ツールなどを開発するには、**技術面、資金面で限界があり、テクノロジー資源に懸念**がある。

代表的なコメント (グループ2)

- 非常勤職員が多く、また、職員の高年齢化が進んでいることから、**十分な人的資源の確保が課題**である。
- **専門要員は非常勤が中心**であり、教育・評価がどの程度要求されるのか、非常勤中心の監査契約をどのように捉えればよいのか、懸念がある。
- ITを利用した監査業務に対応するための**ハード、ソフト、オペレーション人員の整備**について、**採用や資金的負担への対応が課題**になる。

情報及び事務所内外とのコミュニケーション

回答件数

グループ1：6件

グループ2：2件

代表的なコメント (グループ1)

- 監査事務所外とのコミュニケーションについて、手段も機会も少ないため、具体的な対応方法を構築することが難しい。
- ネットワーク外の構成単位の監査人への監査調書の閲覧等を実施するのは実務的に困難であると考える。
- 監査事務所外への情報開示として、監査品質レポートの公表等を今後行っていくことが課題となっている。

代表的なコメント (グループ2)

- 情報セキュリティへの対応に課題がある。

監視及び改善

回答件数

グループ1：7件

グループ2：2件

代表的なコメント (グループ1)

- 品質マネジメントシステム全体の監視や不備の根本原因分析など、監視及び改善にかかる作業量の増加に伴う人材不足が懸念される。
- 従来の定期的な検証に加え、品質マネジメント・システムの全体を対象として、積極的かつ継続的な改善を促すための監視活動をデザインするためには、適切な人材及び時間が必要であり、さらに運用に当たって検証及び評価を実施する人材の確保及び教育が必要となる。

代表的なコメント (グループ2)

- 中小規模の監査法人では、監視のための専門部署を設けることは難しいため、兼任とならざるを得ないが、それがどの程度許容されるのかについて懸念がある。

ネットワークとの関係

回答件数

グループ1 : 0件

グループ2 : 1件

代表的なコメント (グループ2)

- 適切に対応していると考えるが、新設規定に基づき、継続して改善を図っていく。

公認会計士・監査審査会の検査における指摘事項

実施したアンケートの内容

● 質問の内容

- ▶ 2018年1月以降に受領した公認会計士・監査審査会の検査における指摘事項のうち、監査事務所における監査品質の向上の観点から、特に有用と認められる指摘事項がある場合、その概要について回答を求めた。

公認会計士・監査審査会の検査における指摘事項(特に有用な指摘事項(例))

<p>特に有用な指摘事項 (グループ1)</p>	<ul style="list-style-type: none">● 定期的な検証における指摘の改善等を通じた人材育成の必要性● 品質管理体制における最高経営責任者の役割、最高経営責任者の方針に基づく組織構築及び内部規程の整備・運用の必要性、並びに指摘事項の改善を含む品質管理体制の実効性の確保
<p>特に有用な指摘事項 (グループ2)</p>	<ul style="list-style-type: none">● 上場会社の財務諸表監査について、本部が主導して品質管理を行うことの必要性

当協会の品質管理レビューにおける指摘事項

実施したアンケートの内容

- 質問の内容

- ▶ 2018年1月以降に受領した当協会の品質管理レビューにおける指摘事項のうち、監査事務所における監査品質の向上の観点から、特に有用と認められる指摘事項がある場合、その概要について回答を求めた。

当協会の品質管理レビューにおける指摘事項(特に有用な指摘事項(例))

<p>特に有用な指摘事項 (グループ1)</p>	<ul style="list-style-type: none">● 監査業務の実施や審査に係る時間の管理● 監査事務所内の監査品質に関する認識の向上● 監査責任者による指示、監督及び監査調書の査閲の実効性の確保
<p>特に有用な指摘事項 (グループ2)</p>	<ul style="list-style-type: none">● 情報セキュリティの改善● 公認会計士以外の専門要員に対する研修の実施● 会計上の見積りの監査における監査調書の記録● 不正による重要な虚偽表示リスクの評価及び対応に係る監査調書の記録

品質管理基準等の改正及び適用上の要望

適用時期に関する要望

グループ1

- 品質管理基準の改正や適用にあたっては、監査事務所の業務運営に支障をきたさない程度に、規定やツール等の整備及び監査事務所内の周知徹底を踏まえ、**十分な移行準備期間**を希望する。
- 我が国における適用時期は、例えば2023年4月1日以降とするなど、許容できる範囲で余裕を設けていただきたい。

グループ2

- 品質管理基準の改正に適切に対応できるよう、**適用開始まで十分な準備期間が必要**である。

品質管理基準の改正内容に関する要望

グループ1

- 「高品質」という表現が多く記載されているが、品質管理基準において「高品質」の定義を明確に示してほしい。また、現行の品質管理基準と比較して、制定の趣旨や基本的な考え方・コンセプトが変更される事項については、前文等において明確にしていきたい。
- 品質管理基準の改正に対応する上で、文書化の程度は出来るだけ軽減されることを望む。

グループ2

- 直訳した品質管理基準ではなく、我が国の実務に即し、実施可能で柔軟な規定を要望する。
- 品質管理基準は、形式的に膨大な書類の作成を求めるのではなく、書類の作成は必要最小限にし、各監査事務所の規模や実態に即した、実効的かつ効率的な規定が望まれる。
- 主として文章化に関して、品質管理基準の適用のために多くの時間やリソースが必要となると考える。人材確保が難しい状況の中で、コスト・ベネフィットを考慮した対応が必要となる。

実効性を確保するための要望

グループ1

- 品質マネジメント・システムのデザイン等は監査事務所の実情を踏まえ構築することは承知しているが、限られた人員で有効に適用するにあたり、品質管理基準を踏まえた事例等を参考情報として提供していただきたい。
- 業務品質に対するリスクに焦点を当てた新しいアプローチが求められているが、事務負担が膨大であるため、形式的な対応となる恐れがある。中小監査事務所の実態に即した、簡便的な対応を期待する。
- 品質管理基準の適用に際して、形式的又は形骸化された対応を防ぐことのできる制度としてほしい。
- 中小監査事務所に過度な負担にならないよう、監査事務所の規模や監査先企業の規模を考慮した規定を設けていただきたい。

グループ2

- 監査事務所の状況に応じた品質管理マネジメント・システムの整備及び運用とされながらも、理想的なシステムの整備・運用が求められる懸念がある。
- 品質管理規程の例示や監査ツールの様式等の提供を望む。
- 大手監査法人は作成済みと想定するが、中小監査事務所向けに品質リスク及び対応の例示の提供を望む。
- 複雑でない監査事務所において、最低限実施すべき事項の例示を提供してほしい。
- 現状、国際マネジメント基準の改正内容を十分に理解していないため、品質管理基準の適用にあたっては、十分な周知（研修）をお願いしたい。



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士